

判 決 要 旨

令和2年2月26日判決言渡

平成29年(ワ)第689号 国家賠償請求事件

口頭弁論終結日 令和元年11月20日

5

主 文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

10 第1 当事者の請求

被告は、原告らに対し、それぞれ10万円及びこれに対する平成29年9月22日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

15

本件は、ハンセン病病歴者である原告らが、昭和27年に熊本県菊池郡(当時)で発生した殺人事件(いわゆる菊池事件)について、検察官が再審請求をしなかったことが違法であると主張して、被告に対し、国家賠償法1条1項に基づき、損害賠償を求める事案である。

20

本件の争点は、①検察官の再審請求権限の不行使が原告らとの関係で国家賠償法上違法であるか、②原告らに損害があるか、である。

争点①に関しては、(1)検察官が再審請求をすることについて、原告らに権利又は法律上保護される利益があるか、(2)検察官が再審請求をしなかったことが著しく合理性を欠くかが争われている。

25

原告らは、(1)を肯定する根拠として、「菊池事件の審理は同事件の被告人(本件被告人)がハンセン病患者であることを理由に差別的取扱いをしたもので、憲法に違反するから、再審事由がある。検察官は、原告らハンセン病病歴者すべてに

対する被害回復義務として、菊池事件について再審請求をする義務を負う。」と主張している。

第3 判断の要旨

5 1 菊池事件について、検察官が再審請求をしなかったことが国家賠償法上違法であるか否か

(1) 原告らに権利又は法律上保護される利益があるか

ア 本件被告人の権利又は法律上保護される利益

10 検察官の再審請求権限は、直接的には有罪の言渡しを受けた者の被害回復を目的として行使されるべきものであって、これを通じて国家及び社会の秩序維持という公益が図られることになるものと解するのが相当であるから、菊池事件について有罪の言渡しを受けた者である本件被告人は、検察官の再審請求権限の行使により確定判決が是正されることについて、法律上保護される利益を有する。

15 イ 原告らの権利又は法律上保護される利益

しかし、原告らは、菊池事件について有罪の言渡しを受けた者ではないし、本件被告人の親族等ではなく、菊池事件について再審請求権を有する者ではないから、菊池事件の再審請求がされることについて、原告らに権利又は法律上保護される利益があるとは認められない。

20 (2) 検察官が再審請求をしなかったことが著しく合理性を欠くか

ア 国家賠償法1条1項の違法性に関する判断基準

25 検察官が再審請求権限を行使するか否かについては一定の裁量が認められ、その権限を定めた法令の趣旨、目的や、その権限の性質等に照らし、その不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くと認められるときでない限り、その権限の不行使は、国家賠償法1条1項の適用上、違法の評価を受けるものではない。

イ 菊池事件の審理に憲法違反があるか

(ア) 憲法14条1項, 13条について

菊池事件における開廷場所の指定は、本件被告人に裁判所への出頭を求めて審理することが不可能ないし極めて不相当な場合など真にやむを得ない場合に当たるかを具体的に検討することなく定型的に行われたものであり、また、当時のハンセン病に関する科学的知見に照らしても合理性がないから、裁判所法69条2項に違反する。

そして、このような定型的かつ不合理な取扱いがハンセン病患者に対してのみ行われていたことが認められるから、菊池事件における開廷場所指定は、本件被告人がハンセン病患者であることを理由として行われた合理性を欠く差別であり、憲法14条1項に違反すると認められ、このような違法・違憲の開廷場所指定に基づき行われた第一審及び控訴審の審理もまた、憲法14条1項に違反する。

また、第一審又は控訴審の審理において、本件被告人以外の関係者は予防衣を着用し、裁判官及び検察官は、証拠物を扱う際、手にゴム手袋をはめ、箸を用いるなどしたことが認められ、これは、ハンセン病に感染することを恐れたことによるものと考えられるところ、当時のハンセン病に関する科学的知見に照らせば、この点も、本件被告人がハンセン病患者であることを理由として行われた合理性を欠く差別であり、憲法14条1項に違反する。

さらに、菊池事件における開廷場所指定及び審理を総体として見ると、ハンセン病に対する偏見・差別に基づき本件被告人の人格権を侵害したものであるとして、憲法13条にも違反する。

(イ) 憲法37条1項, 82条1項について

菊池事件の審理が行われた場所が、法廷が開かれる部屋の広さ、具体的な形状、物的設備の状況等といった観点から開廷場所としてふさわしい場所

でなかったとは認められず、この点で公開原則違反があったとは認められない。

しかし、一般国民の傍聴の観点から検討すると、菊池恵楓園において菊池事件の審理が行われた場所のうち、慰安所（旧公会堂）は患者地帯と職員地帯の境界線上に建てられており、園外からの立入りが可能なエリアに接していたものの、自治会事務所（園内事務支所）は患者地帯に建てられており、園外から許可なく立ち入ることができない場所であったことが認められる。また、開廷場所指定文書には菊池恵楓園という施設名が記載されるにとどまり、施設内のどの建物ないしどの部屋を開廷場所として選定するのか具体的に特定する記載がされていなかったところ、菊池恵楓園は、ハンセン病療養所であり、当初は裁判を行う場所として想定されていなかった上、広大な敷地に多数の建物を有し、昭和27年当時1500名以上のハンセン病患者が入所していた大規模な施設であったこと、審理が行われた自治会事務所（園内事務支所）及び慰安所（旧公会堂）周辺には開廷の告示がされていなかったことが認められるから、そのような告示の仕方は相当性を欠くのではないかとの疑問が生ずる。

そして、菊池恵楓園で審理が行われた昭和27年から昭和28年当時は、国がハンセン病患者に対する強制隔離政策を推進し、特に熊本県においては、昭和26年に菊池恵楓園の増床工事が完了して無らい県運動の機運が他の地域と比較しても高まっていた時期であるなど、当時の社会状況を考慮すると、ハンセン病を理由とする開廷場所指定それ自体が、裁判の場においてハンセン病患者とそれ以外の者とを接触させないことを目的とする点で国の強制隔離政策の一環ともいえるべき実態であったといえ、少なくとも菊池恵楓園で行われた審理は、その場所で訴訟手続が行われていることを広く国民が認識することが容易ではないということとどまらず、当時の社会状況に照らし、一般国民において訪問することが事実上不可能な場所

を開廷場所に指定し、一般国民の傍聴を拒否したに等しいとも考えられる。

本件においては、菊池事件の審理が行われた場所が、法廷の具体的形状等の観点から開廷場所としてふさわしい場所でなかったとは認められず、開廷の告示に関する詳細な状況も明らかでないため、実際に公開の要請を満たさないような審理が行われ、公開原則違反であると断定することには躊躇があるものの、少なくとも菊池恵楓園で行われた審理（第一審の第1回公判から第4回公判まで）については、憲法37条1項、82条1項に違反する疑いがある。

(ウ) 憲法37条3項について

菊池事件の第一審の弁護人の訴訟活動は、殺人罪を全面的に争う本件被告人の主張を無にするものであって、第一審の弁護人は、本件被告人の利益のための実質的な弁護を何ら行っていないといわざるを得ない。したがって、第一審の弁護人は、本件被告人の利益のために訴訟活動を行うべき誠実義務に違反しており、本件被告人は、第一審の審理について、実質的な意味で弁護人から弁護を受けられなかった疑いがある。

そして、第一審の熊本地方裁判所は、第3回公判において検察官から請求された証拠については本件被告人にも意見を確認したことが認められるものの、第2回公判における検察官請求証拠について本件被告人の意見を確認した形跡はなく、弁護人に対し、現場検証への立会い、警察官の証人尋問における反対尋問、被告人質問及び弁論を積極的に促した形跡もないから、裁判所は、弁護人の違法・違憲の訴訟活動を放置して結審したものとして、その訴訟手続自体、本件被告人の実質的な意味での弁護人選任権を侵害した疑いがある。

しかし、控訴審及び上告審においては、本件被告人自ら第一審の弁護人とは別の弁護人を複数選任し、弁護人らにおいて、本件被告人の主張に沿う弁論をしたところ、その中で、本件被告人がハンセン病患者であること

を理由とする差別的取扱いを受けたことにつき憲法37条1項に違反するなどの指摘をしたほか、弁護人の請求に基づく事実の取調べがされたことが認められ、第一審とは異なり、本件被告人が実質的な弁護を受けたことが認められるから、第一審の訴訟手続の瑕疵は一定程度治癒されたとみる余地もあり、菊池事件の審理を全体としてみれば、本件被告人について、実質的な意味での弁護人選任権が侵害されたといえるかは疑問がある。

したがって、菊池事件の審理は、憲法37条3項に違反するとまでは認め難い。

(エ) その他

菊池事件の審理について、その他の憲法違反があるとは認められない。

(オ) 小括

菊池事件の審理は、本件被告人がハンセン病患者であることを理由に合理性を欠く差別をしたものとして憲法14条1項に違反し、また、菊池事件における開廷場所指定及び審理を総体として見ると、ハンセン病に対する偏見・差別に基づき本件被告人の人格権を侵害したものであるとして、憲法13条にも違反することが認められ、公開の原則を定めた憲法37条1項及び82条1項に違反する疑いがある。

ウ 再審事由の有無

手続に憲法違反があることは刑事訴訟法435条の再審事由に掲げられておらず、手続に憲法違反がある場合に再審により救済すべき場合があり得るとしても、再審が確定判決の効力を失わせる非常特別の手続であることからすると、特定の事件について再審事由があるか否かは、当該憲法違反が有罪判決に影響を及ぼすか否かという観点から慎重に検討されなければならない。菊池事件の審理が憲法14条1項に違反し、同法82条1項に違反する疑いがあるとしても、これらの憲法違反は直ちに刑事裁判における事実認定に影響を及ぼす手続違反ということはできないから、これらの憲法違反が

あることのみから直ちに再審事由があるとは認められない。

また、原告らは、本件被告人に無罪を言い渡すべき明らかな証拠があるから、刑事訴訟法435条6号の再審事由があると主張するところ、同号該当事由があるか否かは、刑事裁判における事実認定の問題であり、本来、刑事
5 手続である再審請求審において、検察官及び弁護人が関与した上で審理・判断されるべき事柄であるから、少なくとも再審が開始されていない状況で、検察官及び弁護人が関与していない民事訴訟において先行して判断することは相当でない。

したがって、本件訴訟においては、菊池事件について、再審事由があると
10 認めることはできない。

エ 本件における違法性の判断

(ア) 本件被告人との関係

刑事訴訟法435条において手続の憲法違反は再審事由として掲記されておらず、本件訴訟においては菊池事件について再審事由があるとは認め
15 られないことに加え、検察官が再審請求をするよう要請を受けた当時、刑事手続上の憲法違反が再審事由に当たるとする見解が大勢を占める状況にあったとは認められない。また、これまでの司法判断についてみると、当時、手続に憲法違反がある場合に、それが再審事由に当たることを前提として検察官の再審請求権限の不行使につき国家賠償法上違法の問題が生ずることを示したものはなく、反対に、検察官の再審請求権限の行使は
20 国家及び社会の秩序維持という公益を図る目的で行われるものであり、有罪の言渡しを受けた者の被侵害利益の回復を直接の目的とするものではないとして、検察官が再審請求をしないというだけで有罪の言渡しを受けた者の法的保護に値する利益が侵害されるとは評価できないとした裁判例があった。
25

さらに、検察官の再審請求権限は二次的に機能することが予定されてい

る権限であるところ、本件においては、本件被告人自身が三度にわたって再審請求をしていずれも棄却されていること、本件被告人には再審請求権を有する親族で存命の者がおり、このうち長女は母とともに第3次再審請求の棄却決定に対して即時抗告をしているが、その後は再審請求をしていないことが認められる。

これらの事情を総合考慮すると、検察官が再審請求権限を行使しなかったことが、本件被告人との関係において許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くと認めることはできない。

(イ) 原告らとの関係

検察官の再審請求権限の不行使が本件被告人との関係において国家賠償法上違法とはいえない以上、菊池事件につき有罪の言渡しを受けた者ではない原告らとの関係で、国家賠償法上違法となる余地はない。

原告らは、①菊池事件の審理に憲法違反があり、国にはこのような憲法違反の先行行為に基づく被害回復義務として再審請求権限を行使する義務があるところ、その義務の名宛人は原告らハンセン病病歴者すべてであり、原告らの被害回復請求権は憲法13条、民法723条、ハンセン病問題解決促進法によって認められた法的保護に値する権利である、②検察官の注意義務の名宛人が本件被告人であるとしても、原告らは本件被告人との間で民法711条所定の者と実質的に同視し得べき身分関係を有するから、同条類推適用により損害賠償請求できる地位にあり、検察官の再審請求権限の不行使は原告らとの関係で違法になると主張する。

しかし、上記①については、再審制度が有罪の言渡しを受けた者の被害回復を直接の目的とするものであること、刑事訴訟法439条1項が再審請求権者を限定していることからすると、検察官において、原告らハンセン病病歴者すべてに対して再審請求権限を行使する義務を負うとは認められない。また、ハンセン病問題解決促進法も、個別の刑事事件である菊

池事件について再審請求権を行使することを国の責務として定めたものではない。

上記②については、ハンセン病療養所において家族同然の関係を築いた者らがいることは認められるものの、原告らと本件被告人とがそのような関係にあったとは認められないから、原告らが民法711条類推適用により損害賠償請求できる地位にあるとは認められない。

(3) まとめ

菊池事件を特別法廷において審理したことは、ハンセン病に対する偏見・差別が現れた出来事の1つであるといえるものの、原告らハンセン病病歴者が受けた被害は、このような個別の出来事それ自体によって生じたものではなく、国の強制隔離政策等によって形成された社会構造全体により生じたものとして一体的に捉えるべきである。したがって、原告らは、国の強制隔離政策により被害を受けたことを主張して、国家賠償法に基づき損害賠償請求をすることができる立場にあると考えられ、実際、原告らの中には、平成13年熊本地裁判決における当事者であった者もいることが認められる。

他方、原告らが、国の強制隔離政策の一環として行われた菊池事件の審理手続の瑕疵を取り上げて、個別に損害賠償を請求することは、国家賠償法1条1項の規定及び解釈上、認める余地がないといわざるを得ない。

2 結論

以上によれば、その余の点を判断するまでもなく、原告らの請求はいずれも理由がない。

熊本地方裁判所民事第3部

裁判長裁判官

小野寺 優子

裁判官

永田 雄一

裁判官

吉 永 大 介